

第 17 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和 44 年足立区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表地域館の部分館の款足立区立宮城コミュニティ図書館の項中「足立区立宮城コミュニティ図書館」を「足立区立江南コミュニティ図書館」に、「足立区宮城一丁目 15 番 14 号」を「足立区小台二丁目 4 番 18 号」に改める。

別表第 2 地域館（宮城コミュニティ図書館を除く。）の項中「（宮城コミュニティ図書館を除く。）」を削り、同表宮城コミュニティ図書館の項を削る。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

（提案理由）

宮城コミュニティ図書館の移転に伴い、規定を整備する必要があるもので、この条例案を提出いたします。